別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 阪神北・認知症サポート商店街実践活動支援事業 |  |
| 補助事業の目的 | 阪神北・認知症サポート商店街による、近隣住民を対象とした認知症に関する普及啓発イベントの開催等の実践活動を支援し、地域ぐるみの認知症対策の推進を図る。 |
| 補助事業の対象となる者 | 阪神北・認知症サポート商店街 |
| 補助事業の対象となる経費 | 認知症に関する普及啓発イベントを実施するために必要な経費であって、次に掲げるもののうち県民局長が必要かつ適当と認めるもの。１　啓発イベントの開催（委託費、需用費、役務費等）２　広報啓発資材の作製（広報宣伝費、役務費等） |
| 補助率 | 定額 |
| 補助金の額 | 予算の範囲内の額で、１団体あたり２００千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。） |
| 適用除外する条項 | 第１９条 |
| その他の事項 |  |

別　　に　　定　　め　　る　　事　　項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 内　　　　　　　　　　　　　　　容 |  |
| 第　３　条　　 |  （添付書類）１　阪神北・認知症サポート商店街実践活動支援事業計画書（別紙１）２　収支予算書（別紙２）３　団体概要書（別紙３）４　その他参考となる資料 |
|  （指定期日）別途通知する日 |
| 第７条　第１項 |  （軽微な経費配分の変更）配分された経費相互間における少ない方の額の３０％以内の変更 |
|  （軽微な事業内容の変更）補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、事業の細部の変更 |
|  （添付書類）第３条の添付書類に準じる。 |  |
|  （指定期日）別途通知する日 |
| 第９条　第１項 | （報告事項等）必要が生じたときは別途通知する。 |
| 第　１１　条 |  （添付書類）１　阪神北・認知症サポート商店街実践活動支援事業実績報告書（別紙４）２　収支決算書（別紙５） |
|  （指定期日）補助事業完了後３０日以内又は令和５年３月３１日のいずれか早い日とする。 |
| 第１９条　第１項 |  （処分制限期間） |